

施行後もうすぐ1年の企業も！施行直前の企業も！
最終チェックするなら今！！

働き方改革ワークショップ のご案内

平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化等が順次施行されています。については各会社の働き方改革への取組みを図るべく、問題点や解決策について取り組んでいくワークショップを下記により開催します。ぜひご参加ください！

日時・場所等

生産性向上に向けて、
一步前へ！



~~第1回 令和2年1月15日(水) (終了)~~

~~開催時間:午後1時30分～午後4時30分~~

~~場所:九段第3合同庁舎 11階1-2会議室~~

~~第2回 令和2年2月7日(金) (満席)~~

~~開催時間:午後1時30分～午後4時30分~~

~~場所:九段第3合同庁舎 11階1-1会議室~~

~~第3回 令和2年2月12日(水) (満席)~~

~~開催時間:午後1時30分～午後4時30分~~

~~場所:九段第3合同庁舎 11階3-2会議室~~

申込み 方法

裏面の申込用紙(東京労働局HPにも掲載。)に必要事項を記載し、
FAXにてお申込みください。定員になり次第、締め切ります。

【ワークショップって何するの?】

①自己紹介

会社名や名前を伏せて参加したい場合はニックネーム等でも大丈夫です！



<参加者の声>

他社の問題・事例を知って有益だった！
具体的に何をやるべきか、見えてきた！
等々、好評多数！



②ワークその1～自分の会社を見つめなおそう！～

会社の労働時間やお休みについて改めて考えてもらいます。
「どこの会社でも弱みは同じだね。」「残業が多い会社だと思っていたけど良いところもあった！」など新たな発見が！会話も進みながらワークが進みます。

③ワークその2～みんなでトークしながら情報収集！～

進行役の働き方・休み方改善コンサルタントが他社の事例などもあげつつアドバイスを行っていきます。このころになると参加者同士の会話も活発に！様々な働き方改革を進めるヒントを得たところで閉会となります。



